

産業厚生常任委員会で審査した議案

議案第1号 松田町新松田駅周辺整備基金条例

こととなりました。

この議案は、新松田駅周辺基本構想・基本計画に基づく事業推進が図られるよう、町負担分の財源を段階的に確保するため、地方自治法第24

1条第1項の規定に基づき基金を設置するため、3月7日に上程され、産業厚生常任委員会に付託されました。

3月12日に審査を開始し、関係課長等が出席し、新松田駅周辺基本構想・基本計画の基本方針、事業スケジュール、レイアウト、事業費、基金積み立てのための原資の捻出方法等について議論をした。

主な議論の概要
質 予定している全体事業の期間、事業費及び基金との関係はどうなっているか。

答 (まちづくり課)
 2023年度から2026年度に駅前広場整備
 2026年度から2027年度に集約施設整備、その後南北自由通路等を予定している。

事業費は、町が関わる部分で49億円、町負担額として15億4660万円、町負担額のうち、起債13億2945万円、一般財源2億1715万円と試算している。

新松田駅周辺整備事業を含めた財政推計の提示を求め、引き続き、議会閉会中の継続審査をする

基金積み立ては、2019年度から毎年3千万円13年間を予定し、一般財源分等に充当する。



現在の駅前

総務文教常任委員会で審査した議案

議案第8号 松田町創生推進拠点施設の指定管理者の指定について

この議案は、3月7日に上程され、総務文教常任委員会に付託されました。委員会は、3月8日、12日と14日に開催され、町長、副町長、担当課長等出席のもと、指定

議案第8号 松田町創生推進拠点施設の指定管理者の指定について

総務文教常任委員会報告書(抜粋)

町長、副町長、政策推進課長及び定住少子化担当室職員出席のもと、指定管理者の候補者選定の経緯、事業計画、管理体制、収支計画等を詳細に審査しました。

地方創生推進交付金を活用して改修した旧松田土木事務所を創生推進拠点施設として、平成31年4月1日から5年間、指定管理者として運営するもので、会員の確保、ランドリー・カフェ等のテナント誘致、マルシェ事業等を地域と連携し進める事業計画でした。

当町では、この種の事業は初めてですが、地域活性化に積極的な女性や若者を育成し、地方創生に寄与することが期待できる事業と判断しました。

また、町へ家賃収入として今後5年間で2,744万円の歳入が見込まれ、自主財源の確保にも貢献するものと思われます。

審査の結果、次の3点について、強く申し入れをして原案のとおり賛成することとしました。

- (1) 指定管理者と事業運営について、定期的に協議を行うこと。
- (2) テナントの出店状況を常に把握し、満室になるよう町も心掛けること。
- (3) 協定書の内容は、責任の所在と施設利用期間を明記すること。

本会議では、総務文教常任委員会の報告書のとおり、賛成全員で可決されました。

指定管理者の概要

名称 特定非営利活動法人松田活性化協会
 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)



松田町創生推進拠点施設の外観